



寄附



寄附のお礼

市民の方

高齢者福祉として
現金10万円

匿名の方

子どもたちのために
現金20,952円

ご厚意ありがとうございました。

問合先 総務課

☎444・1711

FAX 441・8330

募集



保育園会計年度任用職員(保育士)

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間

有)、週5日以内

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格

の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 子育て支援課(基田寺庁舎)

※書類提出後、面接のうえ決定しま

す。

☎444・3173

FAX 443・3555

保険・年金



国民年金の加入手続き・保険料免

除申請等の電子申請を開始します

国民年金第1号被保険者の資格取

得・種別変更、保険料免除・納付猶予

申請、学生納付特例申請については、

マイナポータルを利用した電子申請

ができるようになりました。申請に

は、マイナンバーカードが必要とな

りますが、マイナポータルの情報を

活用してスマートフォンやパソコン

で申請書を作成することができ

ため、紙の申請書よりも簡単に作成

することができ

また、申請結果もスマートフォン

等で確認することができ

続きの際は、ぜひご利用ください。

詳しくは、日本年金機構のホーム

ページをご確認ください。

問合先

日本年金機構ホームページ

Web <https://www.nenkin.go.jp/>

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570・003・004

中村年金事務所

☎453・7200



税



個人事業税第1期分の納付をお忘

れなく

個人事業税の第1期分の納期限は

8月31日(水)です。

8月中旬に県から納税通知書をお

送りしますので、納期限までに納付

をしてください。

納税通知書には第1期分と第2期

分の納付書が同封されますので、納

付に当たっては、納付書をお間違

いのないようにご注意ください。

納付場所及び納付方法

・金融機関、県税事務所の窓口

・コンビニエンスストア、MMK設

置店

・Payeasy(ペイジー)に対

応したインターネットバンキング

またはATM

・インターネット環境でのクレジット

カードによる納付(コンビニ等

の窓口ではご利用いただけませ

ん)

・スマートフォン決済アプリ(Pa

y Pay、LINE Pay及び

PayB)による納付(コンビニ等

の窓口ではご利用いただけませ

ん)

※コンビニエンスストア、MMK設

置店、スマートフォン決済アプリ

による納付については、納付書の

納付金額が30万円以下のものに限

ります。

その他 領収証書が必要な方は、金

融機関(ゆうちよ銀行を除く)の窓

口、県税事務所の窓口またはコン

ビニエンスストア、MMK設置店

で納付してください。

また、納付には便利で安全な口

座振替の制度もあります。ご希望

の方は口座を開設している金融機

関の窓口で手続をしてください。

なお、令和4年度から口座振替

により納税いただいた方への領収

証書の送付を取りやめました。

問合先 西尾張県税事務所 課税第

一課 県民税・事業税第二グループ

☎0586・45・3169

Web <https://www.pref.aichi.jp/shiki/zeimu/>

福祉



金婚夫婦の申込受付のご案内

市ではこのたびめでたく結婚50周年を迎えられた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いします。

対象

昭和47年12月31日以前に婚姻された夫婦（婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えられてからあま市に転入した夫婦を除く）

住所要件

9月1日現在、市内に住所を有する夫婦

受付期間

7月11日（月）～8月19日（金）
（土・日曜・祝休日を除く）

受付場所

- ・高齡福祉課（甚目寺庁舎）
- ・七宝・美和市民サービスセンター

申請方法

各受付場所に所定の申請書を用意してあります。必要事項を記入して

提出してください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本（取得から3か月以内のもの）の添付が必要です。

問合先 高齡福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

手当支給日のご案内

8月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。

各手当の振込み予定日は、次のとおりですので、ご確認ください。

8月10日（水）

- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・経過的福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- 8月25日（木）
- ・愛知県在宅重度障害者手当

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

ヘルプマークを配布しています

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の



方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、配布しています。

この「ヘルプマーク」はストラップを使用して、鞆等に着けることができます。また、附属物として、シールが付いているので、必要な支援をシールに記載し、マークの裏面に貼付することができま。す。「ヘルプマーク」を身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等の配慮をお願いします。

配布場所

社会福祉課（甚目寺庁舎）、美和市民サービスセンター（本庁舎）、七宝市民サービスセンター（七宝公民館）、甚目寺保健センター、美和保健センター、七宝保健センター

配布対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方をはじめ、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方

配布方法

対象者またはその家族等の代理人からの口頭申請により、

お1人につき1個配布します。
※障害者手帳等の提示や申請書の提出は不要です。

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555



災害時に備えてストーマ装具をお預かりしています

災害時に備えて、市役所甚目寺庁舎2階において、ストーマ装具をお預かりしています。

対象 市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で、ストーマ装具を使用されている方

保管物品 個人が使用する、おおむね10日間分のストーマ装具

保管期間 1年6か月

申込方法 身体障害者手帳、ストーマ装具、各目で用意した保管箱(35cm×25cm×20cm以内の大きさ)を持参し、社会福祉課障害福祉係の窓口までお越しください。

※本人以外の方が窓口にもえる際には、代理の方の本人確認できるもの(運転免許証等)とご本人の身体障害者手帳を提示してください。

問合先 社会福祉課
☎444・3135
FAX 443・3555

手当の所得状況届の提出時期がきました

現在、特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受給している方は、社会福祉課(甚目寺庁舎)から案内通知を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。この届け出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなる可能性がありますので、期限内に必ず手続きをしてください。

提出期間
・愛知県在宅重度障害者手当
8月1日(月)～8月31日(水)
・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当
8月12日(金)～9月12日(月)
※土・日曜日・祝日は手続きできません。

※必要書類は、7月下旬から8月上旬に発送する案内通知で、ご確認ください。

問合先 社会福祉課
☎444・3135
FAX 443・3555

戸籍・届出

住民票の写し等の第三者交付にかる「本人通知制度のご案内」

市では不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的として、本人通知制度を実施しています。

事前登録した方の住民票の写し、戸籍謄本などを本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したとき、事前登録した方へ交付した事実をお知らせする制度です。(国、または地方公共団体の機関を除く)なお、証明書を交付した第三者などの個人に関する情報はお知らせ、証明はされません。

登録窓口 市民課(甚目寺庁舎)
美和市民サービスセンター(本庁舎)
七宝市民サービスセンター(七宝公民館内)

登録できる方
・市に住民登録されている方(平成26年6月19日以前に転出された方は登録できません)
・市に本籍がある方、または、本籍が過去にあった方

※死亡された方は対象となりません。
登録に必要なもの
・登録する本人がお越しになる場合
本人確認書類(自動車運転免許証、旅券、個人番号カードなど)が必要
です。

・代理人がお越しになる場合
委任状と代理人本人確認書類、登録希望者の本人確認書類(コピー)

可)が必要です。
・法定代理人がお越しになる場合
戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類が必要です。

問合先 市民課
☎444・3167
FAX 443・3555

環境・衛生

事業所から出るごみの処分方法

営利、非営利の目的にかかわらず、一般家庭以外の全事業者による事業活動に伴って排出されるごみは、家庭系ごみ収集には出せません。

事業所から出るごみには、以下の2種類があります。

①産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。
・販売店舗等、取扱い業者へ処分をご相談ください。

・県の産業廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

②事業系一般廃棄物

・産業廃棄物以外の紙くず、繊維くず、木くず、生ごみ(いづれもリサイクルできないごみ)
・市の事業系一般廃棄物収集運搬許可

可業者へ処分をご相談ください。
あわせてご参照ください

・冊子「令和4年度あま市ごみの分別と出し方のルール」11ページ・収集できないごみ・

・市公式ウェブサイト(トッピー)・ジークラシの情報・ごみとリサイクル・ごみ・事業系のごみ等の処分

※リサイクルできるごみは、廃棄物再生事業者へ処分をご相談ください。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

狂犬病予防注射の接種をお願いします

狂犬病予防法により、飼い主は犬に狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

本市では、例年、4月・5月に集合注射を実施しておりますが、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、ご来場者のみなさまの健康、安全を第一に考慮し、中止とさせていただきます。ご参加を予定されていた方々には、多大なるご迷惑をおかけいたしました。令和4年度の狂犬病予防注射の実

施時期については、狂犬病予防法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の発生または、まん延の影響によるやむを得ない事情により、期間である令和4年4月1日から令和4年6月30日までに狂犬病予防注射を受けさせることができなかった飼い主については、令和4年12月31日(土)までに予防注射の接種をした場合、期間内に注射を受けさせたものとみなすこととなりました。この改正は、狂犬病予防注射の接種自体を不要とするものではありませんので、感染の拡大状況を注視しながら、令和4年12月31日(土)までに接種をされるようお願いいたします。また、動物病院にて、「狂犬病予防注射済票」の交付をされていない場合については、獣医師発行の「狂犬病予防注射済証明書」を環境衛生課、または七宝・美和市民サービスセンター窓口へ持参し、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けていただくようお願いいたします。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

都市計画



第6回中京都市圏パースントリップ調査にご協力を

愛知県では、外出行動における交通手段の利用状況など、皆様の1日の交通の実態を把握し、今後のまちづくり等に活用するため、9月～11月にかけて交通に関する調査「第6回中京都市圏パースントリップ調査」を実施いたします。調査にあたり、無作為に抽出させていただいた世帯の皆様は案内がきをお送りいたしますので、本調査へのご協力をお願いいたします。

問合先

中京都市圏パースントリップ調査サポートセンター

☎0120・052・133

愛知県都市計画課

☎954・6516

交通安全



運転免許証の自主返納について考えてみませんか

シニアドライバーの方、そのご家族の方へ。最近、自動車の運転に不安を感じることはありませんか。そろそろ運転を「卒業」しようかなとお考えの方は、運転免許証の自主返納制度があります。運転免許証を自主返納された方は、申請すれば手数料が必要となりますが、「運転経歴証明書」が交付され、公的な身分証として使用できます。また、あま市巡回バス無料乗車の対象となるほか、愛知県内の一部の商業店舗において、割引等の特典を受けることができます。「若いころとちょっと違うな」「おかしいな」と感じたら、これからの運転について一度、考えてみてはいかがでしょうか。

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

子どもを交通事故から守りましょう

子どもの交通事故の特徴

子どもの人身事故で多いのは、

- ・道路横断中
- ・自宅付近
- ・夕方の時間帯
- ・自転車の事故
- ・小学生の男子児童

子どもの人身事故は、自宅から500m以内で多発！

歩くときの約束

- ・道路を渡る時は、横断歩道を渡りましょう
- ・信号が赤のときは止まり、青のときは右と左をよく見て、車が来ていないかを確かめてから渡りましょう
- ・道路や車のそばでは、絶対に遊ばないようにしましょう
- ・道路には、飛びださないようにしましょう

問合せ 安全安心課

444・0862

FAX 441・8330

令和4年中
交通事故死者数

地 域	死者数
愛知県	58人
津島警察署管内	0人
あま市	0人

令和4年5月末現在

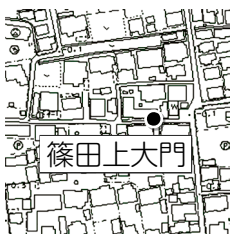
問合せ 安全安心課
444・0862
FAX441・8330

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.73

名称 白山神社付近
場所 篠田上大門

白山神社の南側にある東西方向の道路。幅員が狭い上に蛇行し、交わる脇道は三叉路ばかり。軽自動車しか通れないように見えるが、ワゴン車もトラックも走る。狭いのでスピードを出せないことが、歩行者にとつての救い。

ここは通学路だが、路側帯もなく、児童たちは自動車が来るとその場に止まってやり過ごすしかない。登下校時は自動車に加えて自転車の通行も多い。この道路を児童が通過する時間帯は、子どものために最徐行を。(市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット・あ！マップから抜粋)



(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しています)

問合せ 安全安心課

444・0862

FAX 441・8330

防 犯

夏の安全なまちづくり県民運動

8月1日(月)～10日(水)

運動の趣旨

この運動は、県民一人一人が防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

〈取組事項〉

- 特殊詐欺の被害防止
- 子どもと女性の犯罪被害防止
- 自動車盗の防止
- 侵入盗の防止
- スローガン

3N(ない)運動

【犯罪にあわない】

【犯罪を起こさない】

【犯罪を見逃さない】

問合せ 安全安心課

444・0862

FAX 441・8330

防 災

あま市防災情報メール登録のご案内

あま市では、災害時における避難所の開設、避難指示などの情報を携帯電話のメールサービス「あま市防災情報メール」により配信しています。より確実に情報を伝えることができますので、まだ登録をされていない方はぜひご登録いただきますようお願いいたします。

登録先メールアドレス及び登録方法

- ① 携帯電話等の新規メールに宛先を入力し空メールを送信してください。

件名・本文は必要ありませんので、宛先のみ入力してください。

- ② 返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。

※1 空メールが送信できない場合は本文に何か1文字入れてください

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手 口	令和4年 5月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	6件	+6件
乗物盗 (自動車盗など)	8件	+2件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	15件	±0件
計	29件	+8件

問合せ 安全安心課
444・0862 FAX441・8330

い。

※2 受信設定をしている方はドメイン指定を解除してください。

※3 登録ができない場合は、**安全安心課**へお問い合わせください。

問合先 安全安心課

444.0862

FAX
441.8330

✉ bousai.ama-city@raiden.kta
work.jp



災害時の避難所開設情報等を無料で固定電話にお知らせします

市では「気象情報や災害時の避難所開設情報などの防災情報を、携帯電話やスマートフォンなどに配信する『あま市防災情報メール』を導入しています。が、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方やメールを見ることができない視覚障がいをお持ちの方を対象に、防災情報を固定電話にお知らせするシステムを導入しています。

お知らせする情報は、避難指示などの避難情報や避難所の開設情報を予定しております。

登録の方法は、市公式ウェブサイトに登録用紙が掲載されていますの

で、氏名・登録される固定電話番号・

住所を記入していただき、本庁舎安
全安心課もしくは七宝・甚目寺の市
民サービスセンターに提出してい
た
だ
く
か、安全安心課宛にFAXを送
信または郵送していただくことによ
り登録可能です。(土・日・祝日・年末
年始を除く)その後登録した方に、登
録完了と通話試験について明記した
文書を送付させていただいた後、通
話試験をさせていただき、登録完了
となります。

問合先 安全安心課

444.0862

FAX
4
4
1
•
8
3
3
0



9月議会定例会日程(予定)

期 日	日 程
8月29日(月)	開会、議案説明
9月 6日(火)	一般質問、議案質疑
9月 7日(水)	一般質問、議案質疑
9月 8日(木)	一般質問、議案質疑
9月13日(火)	総務文教委員会
9月14日(水)	厚生委員会
9月15日(木)	建設産業委員会
9月22日(木)	討論・採決、閉会

開議時間 午前10時

※議会の傍聴を希望される方は、会議当日に、甚目寺庁舎3階の議会事務局受付までお越しください。

※会議の日程は変更となる場合があります。

問合先 議会事務局 ☎444・3174 FAX444・4055

交通安全まんが

みどりちゃん
沢村ツム

沢村ツトム



その他



生活協同組合コープあいちと協定締結し子育て支援に係る連携・協力



5月16日に生活協同組合コープあいちと「子育て支援に係る連携・協力に関する協定」を締結しました。

本協定により、子どもの見守りにおける協力体制として一層のネットワーク構築を推進していくとともに、食環境の改善・充実等子育て支援全般において連携・協力して取り組んでいきます。

問合せ 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

市内にお住いの1歳未満のお子さんのみえる世帯にハピハピボックスがプレゼントされます！

生活協同組合コープあいち様より、食生活支援の一環として離乳食の調理や食生活に役立つグッズを集めた「ハピハピボックス」がプレゼントされます。



対象 市内にお住いの1歳未満のお子さんのみえる世帯

申込 生活協同組合コープあいちのホームページ(コープ ハピハピボックス)で検索、または電話(0120・370・502)にて

※ハピハピボックスについてのチラシ及び見本を甚目寺保健センター、美和保健センター、七宝保健センターの窓口に設置しております。

問合せ 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

あま地産地消ふれあい軽トラ市

七宝焼アートヴィレッジ敷地内において、あま市近郊で生産された野菜などを生産者が販売する軽トラ市を開催しています。天候や販売状況により終了時間が早くなることもあります。

日時 毎週日曜日 午前7時30分～10時30分

問合せ 七宝焼アートヴィレッジ

☎443・7588

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課) 高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は宿日直につながります)

※FAX 443・3555(共通)